

長寿(後期高齢者)医療制度 被保険者の方へ4つのお知らせです

① 平成21年8月から被保険者証が切り替わります

保険料の滞納がない方
郵送による切替え

新しい被保険者証を7月下旬までに簡易書留で郵送します。

保険料の滞納がある方
市役所窓口で切替え

切り替えの際は、納付相談が必要ですが、滞納等がある被保険者には、ハガキ又は封書を郵送します。

必ず7月31日までに切替えの手続きを行ってください。

切替え手続の窓口は次ページ下部記載の「受付窓口」を参照ください。

新しい被保険者証の有効期限は
平成22年7月31日となります



※被保険者証の色は変わりません

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合をご確認ください。



③ 医療費の自己負担割合や自己負担限度額が変わることがあります

同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者がいる場合、この所得区分を「現役並み所得者」といい、**負担割合は3割**となります。しかし、同一世帯の70歳以上の方と長寿医療制度の被保険者の収入の合計が表2に示す金額の場合、「後期高齢者医療基準収入額適用申請」を行うことで所得区分が「一般」の区分と同様となり、**負担割合は1割**となります。自己負担限度額については、右ページの表1を参照ください。

表2 負担割合が1割となる対象

70歳以上の方及び長寿医療制度の被保険者の人数	収入の合計額
1人の世帯	383万円未満
2人以上いる世帯	520万円未満

④ 長寿医療制度の保険料軽減措置について

申請方法
該当する被保険者の方には、被保険者証切替えの際に「後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ」及び「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を同封して郵送します。申請手続の窓口は本ページ下部記載の「受付窓口」を参照ください。

申請した月の翌月初日から適用されます。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

保険料
II
均等割額
48,440円
+
所得割額
所得-33万円
(基礎控除額)×8.80%

平成21年度においては、従来の保険料軽減措置(均等割額の7割、5割又は2割を軽減する措置)に加え、次の表3の軽減措置を行います。

表3 所得の状況に伴う保険料の軽減割合

所得の状況	減額の内容
世帯内の「長寿医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額の合計額が33万円以下の方	均等割額が8.5割軽減
上記の所得状況の方のうち、世帯内の「長寿医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で、ほかの所得がない世帯の方 ※給与収入等がある場合でも、控除後の所得が0円である場合です。	均等割額が9割軽減
長寿医療制度に加入する直前は、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方	均等割額が9割軽減
年金収入が153万円以上211万円以下の方 ※給与収入等がある場合でも、控除後の所得が91万円以下である場合は対象となります。	所得割額が5割軽減

7月初旬に発送する「後期高齢者医療保険料納付通知書(冊子)」の2枚目につづられて「後期高齢者医療保険料決定通知書」に軽減額等が記載されていますので、ご確認ください。

② 一部負担金の限度額適用と食事代を減額する制度があります

長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の方は、入院時の一部負担金の限度額適用と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「減額認定証」)の交付を受けることができます。入院時に減額認定証を提示しなければ所得区分が「一般」の負担額となります。

認定証交付の対象
低所得者I 世帯員の全員が住民税非課税で、その世帯の各種所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円となる方(年金所得は控除額を80万円として計算します。)

低所得者II 世帯員の全員が住民税非課税の方(「低所得者I」に該当する方を除く。)

表1 入院時における所得区分別の自己負担限度額

所得区分	世帯単位の自己負担限度額(月額)	食事代の標準負担額(1食あたり)	備考
低所得者I	15,000円	100円	減額認定証を提示した場合
		90日までの入院	
低所得者II	24,600円	160円	減額認定の対象外
		過去12ヶ月以内で90日を超える入院(長期入院該当)	
一般	44,400円	260円	減額認定の対象外
現役並み所得者	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%	260円	

申請方法
該当すると思われる方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。申請手続の窓口は次ページ下部記載の「受付窓口」を参照ください。申請に必要な物は次のとおりです。

- ① 後期高齢者医療被保険者証
- ② 被保険者本人の印鑑
- ③ 代理の方が申請するとき、代理の方の印鑑、代理の方の本人確認ができるもの(運転免許証など)

減額認定証をお持ちの方へ
現在お持ちの減額認定証の有効期限は**平成21年7月31日**です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続が必要です。所得の変動により、低所得者I・IIに該当しなくなった方には交付できませんので、更新手続を行う前に所得状況を確認してください。



限度額適用・標準負担額減額認定証

受付窓口

受付場所
国民健康保険課 庶務係
(浦添市役所1階)

受付期間
(土、日、祝日を除く)
7月7日～7月31日

① 被保険者証の切替え

② 限度額適用・標準負担額減額認定証
更新する方
7月1日～8月31日
新規の方
随時申請できます。

申請した月の初日から適用されます。

受付時間
午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分

問い合わせ
☎876-1234
(内線3712・3727)

国民健康保険加入者で70歳以上75歳未満の方へ

自己負担割合が据置きとなりました!

医療制度改革により、平成21年4月から窓口での負担割合が2割となることとされていましたが、経過措置の延長により平成22年3月末まで自己負担割合が1割(現役並み所得者は3割)に据え置かれます。

また、支払っていただく医療費の1ヵ月当たりの限度額についても従前のまま据え置かれます。

問い合わせ
国民健康保険課 保険税第1係
☎876-1234(内線3723)